助成制度や税制優遇制度をご紹介します

国から重要な地区(重要伝統的建造物群保存地区)として選定されると、補助や税制優遇措置が受けられます。

■助成制度

修理補助	伝統的建造物の外観の修理や修復、耐震補強等を行う場合の費用を 補助します(「修理基準」に基づく)		
修景補助	伝統的建造物以外の建物の新築や増築の際に、歴史的町並みに調和した外観にした場合※2の費用を補助します(「修景基準」に基づく)		

※2 公共の場所から望見できる建物

助成率や限度額については、現在、検討中ですが、香取市(佐原)や川越市では以下のような運用がされています。

これらの事例や栃木市でのこれまでの修理、修景実績から適切な割合や 額を検討しています

	千葉県香取市(佐原)	埼玉県川越市
修理補助	助成率 8割	助成率 8割
修连無助	限度額 700万円	限度額 1600万円
收旱港田	助成率 7割	助成率 6割
修景補助	限度額 200万円	限度額 600万円

■税制優遇措置

国税	・重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物と、その敷地について、 10分の3を控除した金額により相続税を評価
地方税	・重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物にかかる固定資産税は 非課税・重要伝統的建造物群保存地区内の全ての敷地にかかる固定資産税に
	で重要は続きには一ついて、市町村が適宜免除又は軽減。

現状変更の許可基準などの詳細については、住民代表や学識経験者からなる「保存審議会」で審議し、保存計画として決定します。

なお、保存計画(案)がまとまりましたら、地元説明会や伝建かわら版にてお知らせします。

都市計画決定後は、国の重要伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)の申出を行います。

重伝建地区の選定後、修理・修景の国 庫補助が導入できます。

※栃木町地区は現在、保存地区の範囲や基準を調整中です。準備が整い次第、都市計画決定手続きを行います。

都市計画決定後のスケジュール

H24.3頃 保存地区決定 都市計画法により決定 保存計画策定

保存する建造物の決定許可・補助基準の決定

H24 年度 国の「重伝建地区」選定の 申出・決定

H24 年度選定後 修理・修景事業の実施

問い合わせ先

栃木市教育委員会事務局 伝建推進室

TEL: 0282-21-2619 FAX: 0282-21-2616

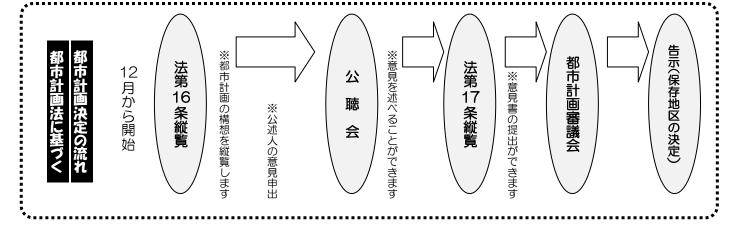
お 気 軽 に ご意見・ご質 問をお寄せ、 ください。



歴史資産を活かすことで、魅力が増し、きれいで安全・安心に、住み続けることができるまちを造る

12月から嘉右衛門町地区の都市計画決定手続きを開始します

下記の流れで都市計画決定手続きを開始します。伝建制度の概要につきましては、栃木市教育委員会事務局伝建推進室にお問い合わせください。



日時:平成23年12月2日(金) 午後7時~午後8時30分

場所:神明神社 社務所(栃木市嘉右衛門町) 都市計画法第16条縦覧前の重要な説明会です。

是非ともご参加ください。

歴史的な建物等を所有している皆さんへ 伝統的建造物*1(文化財)となることの同意をお願いいたします

伝建地区内では、歴史的な建物等を「修理」して「保存」するため、所有者の同意を 得て、「伝統的建造物」として文化財に特定する必要があります。

「伝統的建造物」となることの同意をお願いするために栃木市教育委員会の職員が訪問 いたしますので、ご協力をお願いいたします。

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史的資源を活かしたまちづくりを さらに充実したものにするために、多くの伝統的建造物の同意が必要となりますので格別 のご理解をお願いいたします。

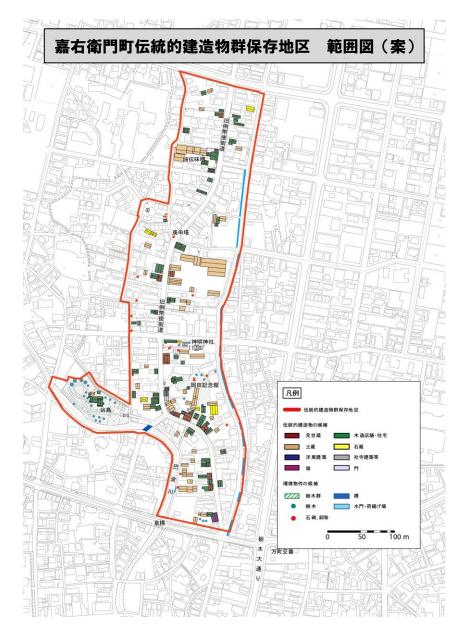
※1 伝統的建造物・・・伝統的建造物群保存地区において、主として江戸末期から昭和前期(昭和20年頃)まで にかけて建造された建築物その他の工作物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると 認められるもの

保存地区の名称・面積・区域

名称:栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

面積:約9.7ha

区域:泉町、嘉右衛門町及び小平町の各一部



伝建地区の制度について

文化財保護法に基づき、歴史的な町並みの残る地区を指定し、建造物と町並みを一体的に保存、整備していく制度です。

伝統的建造物(文化財)

- ○修理して保存していく。
- ・文化財として後世に残していきます。
- ・ 外観の修理に対して補助制度があります。
- 〇建物内部については、現在の利用状況に合わせ 改修ができます。

伝統的建造物以外の建築物(一般の建築物)

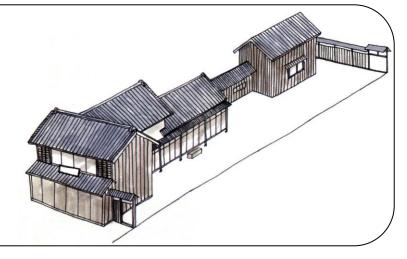
- ○伝建地区内のそれぞれの通りが持つ歴史的な特性に配慮します。
- 〇町並みを保存していくための決まりに基づき建築 築行為(新築、増築、改築等)を行います。
- ・歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわない位 置に建築する。
- ・建物の高さを、10m以下にする。かつ、例幣使道 (嘉右衛門町通り)においては、2階建て以下にする。
- ・外観を、歴史的風致を損なわないものとする。 等

町並みの特徴(嘉右衛門町通り)

嘉右衛門町通りの幅員は7~8m(4間~4間半)と比較的広く、 ゆったりと湾曲しています。沿道の建物は、通りに面して建つものと、 道路境界に塀を設けて敷地奥に建つものがあります。

伝統的な敷地割と建物の配置

敷地形状は基本的に短冊状ですが、敷地の間口や奥行きに統一感は みられません。伝統的建造物の配置は、道路に面した店舗の奥に接続



保存整備のイメージ

嘉右衛門町地区の伝統的な町並みを保存し、未来に継承していくためには、伝統的建造物を適切に「修理」し、保存するとともに、それ以外の建造物は、新築、増築、改築等の際にその外観を歴史的風致と調和したものに「修景」していく必要があります。



